

小売電気事業者さまに対する託送料金の誤請求について

平成29年3月24日
北陸電力株式会社

当社は、当社以外の小売電気事業者さまから、当社の送配電設備を利用する場合の料金として託送料金をいただいております。

この度、当社システムへの登録不備により、一部の小売電気事業者さまに対し託送料金を誤って過少請求していることが判明しました。

ご迷惑をおかけしました小売電気事業者さまに対して深くお詫び申し上げるとともに、今後このような事象を起こすことがないように、再発防止対策を徹底してまいります。

1. 誤請求の原因と影響

原因：託送料金を算定する当社システムにおいて、基本料金の算定に用いる過去の最大需要電力の実績値を誤って入力したことや入力漏れがあったことにより託送料金を誤って過少請求したものの。（別紙参照）

対象：小売電気事業者3社（誤請求対象お客さま数 38件）

影響額：合計 約11万円

2. 再発防止対策

- ・過去の最大需要電力の実績値を抽出するシステムの整備
- ・料金計算に影響を与える契約情報（登録情報）等のチェック・審査の強化

3. 小売電気事業者さまへのご説明

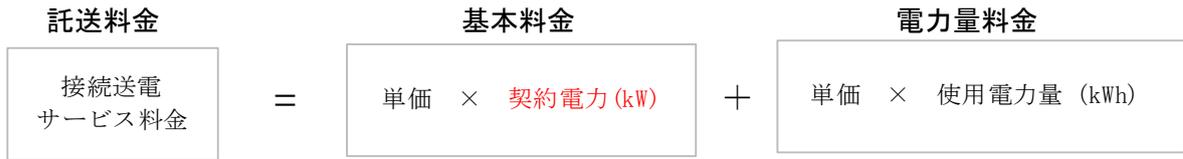
ご迷惑をおかけしました小売電気事業者さまに対して、個別にご連絡の上、速やかにお詫びとご説明をさせていただきます。また、精算については、今後協議させていただきます。

以上

別紙：託送料金誤請求の原因について

託送料金誤請求の原因について

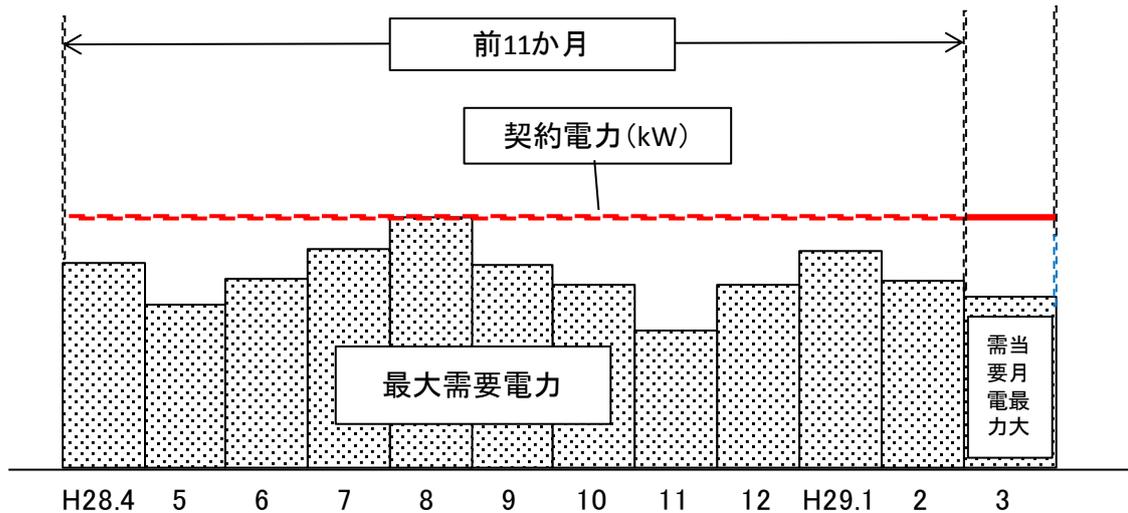
1. 託送料金の算定



■低圧実量契約における契約電力設定方法

(例) H29年3月分の契約電力設定方法

- ・当月 (H29年3月) の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、最も大きい値を契約電力とします。この例の場合、H28年8月の最大需要電力が契約電力となります。



2. 誤請求の原因

託送料金を算定する当社システムにおいて、基本料金の算定に用いる過去の最大需要電力の実績値を誤って入力したことや入力漏れがあったことにより、託送料金を過少請求していました。

(例) H28.12月1日に当社以外の小売電気事業者さまに契約を切替えたケース
(H28年12月分の契約電力の設定)

